

平成17年度の労働福祉事業における成果目標について

○ 基本方針

労働福祉事業は、労働者災害補償保険法第二条の二及び第二十九条の規定に基づき労働者及びその遺族の福祉の増進を図るために被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保及び適正な労働条件の確保を図るための事業を行っている。

今般、労働福祉事業について、より一層の効率的・効果的な事業運営を図るため、各事業の性格に応じ成果目標を設定するとともに、年度終了後に実績を公表し、適正な評価を行った上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとする。

なお、評価に当たっては、単に目標の達成・不達成のみを機械的に評価するのではなく、社会情勢等の要因を考慮し、具体的に数値等で把握しにくい面も十分に勘案し、適正に行うこととする。

平成17年度から、以下の方針に基づき目標管理を行う。

- 1 目標の設定に当たっては、各事業の性格に応じ、より多くの事業を目標設定の対象にする。
- 2 原則として数量目標とし、出来る限り、具体的にどのような事業効果があったかという視点からの評価が行われ得る目標設定(アウトカム目標)とする。
- 3 年度終了後実績を基に適正な評価を行った上で、事業の見直しの措置を講ずるとともに、予算要求等に反映させ「目標設定→事業実施→評価→事業見直し」という目標管理の徹底を図る。
- 4 成果目標の設定及び実績については公表することとし、国民への的確な情報の提供による透明性の高い行政を目指す。

平成17年度成果目標

1 被災労働者の社会復帰の促進

労働者災害補償保険法第29条第1項第1号に規定する療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
独立行政法人労働者健康福祉機構が行う事業（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。
<p>-----</p> 労災病院の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 17年度が廃止期限とされた珪肺労災病院及び大牟田労災病院については、平成18年3月31日までに廃止する。 平成18年度及び19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。 ○ 各労災疾病研究センターにおいて、四肢切断、骨折等の職業性外傷、せき髄損傷に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数3万6千件以上を得る。 ○ 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、38%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ1万8千件以上の受託検査を実施する。 ○ 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万1千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 ○ 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。

事業名	目標
医療リハビリテーションセンターの運営	○ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。
総合せき損センターの運営	○ 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を促進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。
労災リハビリテーション作業所の運営	○ 入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を23.1%以上とする。
休養施設及び労災保険会館の運営	○ 休養施設「水上荘」、「別府湯のもりパレス」及び労災保険会館を平成18年3月31日までに廃止する。
納骨堂の運営	○ 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。
障害者能力開発校事業	○ 障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を修了した者の就職率を60%以上とする。
身体障害者技能競技大会補助金（独立行政法人）	○ 中期目標の期間内において、競技大会（3回開催）への参加選手を延べ600人以上とし、全都道府県からの選手参加を得ること、及び大会来場者の年々の増加を目指す。（対象期間：平成15年10月～平成20年3月）

2 被災労働者及びその遺族の援護

労働者災害補償保険法第29条第1項第2号に規定する被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者の及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
労災年金相談等支援事業	○ 年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。
高齢被災労働者対策事業	○ 労災特別介護施設における脊髄損傷、じん肺等重度被災労働者に対する褥瘡の予防・措置、排泄処理及び酸素吸入療法など障害特性に応じた専門的かつ、きめ細やかな介護サービスを提供するとともに、より一層その質の向上を図り、本事業に対する入居者から80%以上の満足度を確保する。 ○ 全国8施設の入居者定員800名に対し、入居者数720名、入居率90%を確保する。
在宅介護支援事業	○ 利用者の介護実態に適応した質の高い介護サービスを提供することにより、本事業に対する利用者から80%以上の満足度を確保する。
労災診療費審査対策事業	○ 労災診療費請求等について、誤請求率を8.76%（平成15年度実績）以下とする。
外国人技能実習生に対する適正な労災保険給付の確保に関する指導・援助事業	○ 新たに技能実習生となる者及び技能実習生を受け入れる事業主のすべてに対して、パンフレットの配付等による周知・指導を行う。 ○ 技能実習生に係る休業1ヶ月以上の労働災害が発生したすべての事業場に直接赴き、外国人実習生が帰国後も適正な労災請求手続を行えるよう、フォローアップも含めた指導を実施する。
年金担保融資事業（独立行政法人）	○ 中期目標期間中に、借入申込みから貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日5日）短縮する。（対象期間：平成16年4月～平成20年3月）

3 労働者の安全及び衛生の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第3号に規定する業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
重点分野における労働災害防止活動の促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「専門工事業者安全管理活動等促進事業」の対象工事業種である建設業の専門工事業者におけるマネジメントシステムの導入を推進するとともに、これら専門工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 「中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進」事業に参加した中小総合工事業者における安全衛生計画策定、下請の安全衛生活動に対する指導状況（下請の安全衛生計画作成に対する指導等）を高めるとともに、これら中小総合工事業者に対する研修会等における参加者から安全管理活動を行う上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 建築工事等における墜落防止のため、手すり先行工法の普及率を高める。 ○ 「林業における作業の変化に対応した安全対策の推進」事業に参加した林業事業者における「かかり木処理に係るガイドライン」に基づいた取組等の実施状況を高めるとともに、これら林業事業者に対する研修会における参加者から安全対策の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 「交通労働災害防止対策推進事業」の個別指導対象事業場における「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定める事項（適正な走行管理等）の実施率を高める。 ○ 介護サービス事業の業界団体の構成事業場において、安全衛生規定を作成、または作成予定の事業場の割合を向上させる。
化学物質による健康障害防止対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業場における化学物質管理の充実を図るため、GHS対応の表示・MSDS（化学物質等安全データシート）記載例を200物質以上作成し公表するとともに、人材養成研修について、参加者から適切な化学物質管理の推進に有用であった旨の評価を80%以上得る。
独立行政法人産業安全研究所運営費交付金（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人産業安全研究所の中期目標（別紙2）を達成する。（対象期間：平成13年4月～平成18年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間60回以上及び40報以上報告とする。

事業名	目標
職場における着実な健康確保対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業医共同選任事業については、事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合を80%以上とする。 ○ 優良な健康診断機関の育成事業については、前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関の80%以上が評価基準を満たすようにする。 ○ C型肝炎や健康情報保護に関する産業保健スタッフ等に対する研修については、受講者から普及啓発を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 中小規模事業場健康づくり事業について、心とからだの健康づくり（THP）導入に向けた支援サービス終了後も引き続きTHPを実施する事業場割合を80%以上とする。
職業性疾病予防対策等の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 呼吸用保護具について、買取試験において、重大な欠陥による型式検定の取消が無い状態を維持するとともに、その他の不具合等についての指導を行うべきものの割合を10%以下に維持する。 ○ じん肺診断技術等に関する研修及びじん肺有所見者の健康管理に関する講習会の受講者による研修・講習内容がじん肺対策を講じる上で有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ チェーンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等により、振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%（平成15年度実績）以下にする。 ○ 有害業務に従事していた労働者に対する離職後の特殊健康診断の受診率を51.4%（平成15年度実績）以上にする。 ○ 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数を61,959事業場（平成15年度実績）以上にするとともに、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合（A（優良）、B（良）、C（普通）の3段階で評価）を73.4%（平成15年度実績）以上にする。
労働時間短縮促進援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業時短促進援助事業を利用した事業場の年間総実労働時間を、平均20時間以上短縮する。 ○ 労働時間制度改善支援事業について、労働時間制度改善研修参加者を10,000人以上とし、参加者から「研修に参加して参考になった。」との評価を80%以上得る。
過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過重労働・メンタルヘルス対策に係る研修の受講者及びメンタルヘルス対策に関する専門家による支援事業を利用した事業場から、過重労働・メンタルヘルス対策を進める上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
技能実習生に対する事故・疾病防止対策等事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生アドバイザーによる実地指導を320件以上実施する。 ○ メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導を60件以上実施する。

事業名	目標
家内労働者の特殊健康診断実施事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊健康診断の受診者から、特殊健康診断受診が疾病の早期発見、健康状態の把握に有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 家内労働者650人以上に対し特殊健康診断を受診させる。
母性健康サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母性健康管理研修受講者数を3,000人以上とし、受講者から、当該研修が事業場の母性健康管理水準の向上を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
小規模事業所の母性健康管理に関する相談体制の整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母性健康管理に関する相談に適切に対応することにより、相談事業の周知等による相談件数を600件以上とする。
職場の快適化の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 快適な職場を形成するため事業者が策定する快適職場推進計画の認定件数を年間3,000件以上とする。 ○ 職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく喫煙対策の実施率を82.8%（平成16年度実績）以上とする。
産業医学振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家試験情報の収集、結果の分析、授業担当教員への情報伝達等各教員が共通認識に立ち学生指導を行う体制を整備するとともに、高い教育水準を達成することにより、合格率については常に全国大学医学部・医科大学80校中上位20位以内の合格率を維持する。 ○ 実践能力の高い産業医を養成する体制を維持するとともに、産業医数を平成21年度まで毎年20名以上を純増させるものとする。
独立行政法人産業医学総合研究所運営費 (独立行政法人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人産業医学総合研究所の中期目標（別紙3）を達成する。（対象期間：平成13年4月～平成18年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施し、学会発表及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書を含む。）の総数を、それぞれ年間200回以上及び80報以上報告とする。

事業名	目標
独立行政法人労働者健康福祉機構が行う事業（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標（別紙1）（再掲）を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。
産業保健推進センターの利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。 ○ 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については35万件以上得る。 ○ 地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。 また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で本部主催の新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。
勤労者予防医療センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤労者の過労死予防対策の指導を延べ7万2千人以上、メンタルヘルズ不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万2千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ1千9百人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。
海外勤務健康管理センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外勤務者や派遣企業に対する広報活動の強化により、健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万2千9百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルズ等に関する調査研究を行うとともに、これまでの研究成果をホームページで情報提供し、1万7千件以上のアクセスを得る。
海外巡回健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。
地域産業保健センターの利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び労働者等による健康相談窓口の年間延利用人数を70,000人以上とする。 ○ 健康相談窓口を利用した事業者及び労働者等から、健康確保を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための施策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自律的安全衛生管理活動普及促進事業」の対象団体における労働安全衛生マネジメントシステムの導入に取り組む事業場の割合を高める。 ○ 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、安全衛生管理に関する診断を受けた事業場のうち、本年度中に改善に取り組む事業場を半数以上とする。 ○ 「中小企業における自主的安全衛生管理活動の推進」事業において、相談を受けた事業場において安全衛生活動を促進する上で有用であった旨の評価を80%以上得る。

事業名	目標
事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための施策の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央労働災害防止協会安全衛生情報センターにおいて、安全衛生情報システムアクセス数525万件（平成15年度実績の5%以上（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数は12,651人、産業安全技術館利用者数は50,860人以上にする。 ○ 国際安全衛生センターホームページの情報の質の向上と利便性の確保を図るとともに、95万件以上のセンターホームページアクセス件数の確保を図る。 ○ 国際安全衛生センターにおける研修事業に、研修員100人以上を受け入れ、80%以上の研修員から研修内容が有用であった旨の評価を得る。
小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業開始時と比較した団体登録事業場の事業終了後の労働災害発件数（休業4日以上）を50%以下にする。
労働災害防止対策費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害防止団体における安全衛生管理活動（個別事業場指導）を1,170回（平成15年度実績）以上実施することとし、当該活動が企業にとって有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 安全衛生教育センター事業において、受講者の80%以上から「安全衛生活動を行う上で有用であった」旨の評価を得る。 ○ 全国産業安全衛生大会の参加者数を、11,000人以上とする。
勤労者の快適通勤・テレワーク等の環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ テレワークシンポジウムの参加者から「シンポジウムに参加して参考になった」との評価を受ける割合を80%以上とする。 ○ テレワーク相談センターの利用者から、当該相談や情報提供が有用であった旨の評価を80%以上得る。
勤労者マルチライフ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業のプログラムに参加した勤労者の80%以上から「プログラムに参加してボランティア活動の参加意欲が高まった」との評価を受ける。
中小企業勤労者総合福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業勤労者福祉サービスセンターの総会員数が91万人以上を上回る。
特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各都道府県労働局における集団指導への参加事業場数を5%増加させるとともに、集団指導に出席した事業主等から法令等について理解できた旨の評価を80%以上得る。

事業名	目標
女性と仕事の未来館の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者数16.5万人を目標とする。 ○ 利用者の80%以上から働く上での様々な有用な情報を入手できたとの回答を得る。 ○ ホームページアクセス数40万件を目標とする。 ○ 健康相談が女性労働者の心身の健康の確保に有用であった旨の評価を80%以上得る。

4 適正な労働条件の確保

労働者災害補償保険法第29条第1項第4号に規定する賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために実施する次表の事業について、成果目標を設定する。

事業名	目標
未払賃金の立替払事業（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を中期目標期間中に平均で30日以内とする。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月） ○ 再建型の民事再生事案等については、債務承認書又は弁済計画書未提出ないし弁済不履行のすべての再生債務者等に対して、提出督励及び弁済督励を行う。
中小企業賃金制度支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナーに参加した80%以上の企業から「セミナーに参加したことが有用であった」との評価を受ける。
労働条件等自主的改善対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種統計情報等のインターネット等による情報提供について、アクセス件数を160,000件以上とする。 ○ 就業規則の作成・届出義務の課されていない労働者数10人未満の事業場について、労働基準監督署への就業規則の作成・届出数を5%増加させる。
短時間労働者雇用改善等援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者雇用管理改善等助成事業 中小企業事業主団体については、その傘下企業において、指針に規定される労働条件の明示、就業規則の整備、年次有給休暇の付与等の実施率を上げ、80%以上を確保する。

事業名	目標
短時間労働者雇用改善等援助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短時間労働者に係る情報提供、相談援助事業 相談援助事業等の参加者について、内容が有用であった旨の評価を80%以上確保する。 ○ 均衡確保に向けた取組推進事業所支援事業 業種別使用者会議の参加者について、取組事例、情報交換等の内容が有用であった旨の評価を80%以上確保する。
労働条件相談センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 17時以降や土曜日に相談や情報提供を受けた労働者及び事業主から、当該相談や情報提供が有用であった旨の評価を80%以上得る。
新規起業事業場労働条件整備サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用した事業主から、指導、援助等を受けたことが有用であった旨の評価を80%以上得る。
改善基準告示等遵守のための運行時間管理に係る自主的改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 標準運行時間作成マニュアル等の普及促進説明会に出席した事業主から、時間管理を図る上で有用であった旨の評価を80%以上得る。
個別労使紛争処理対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることとし、都道府県労働局長による助言及び指導の処理期間1か月以内のもの割合80%（13年度～15年度における処理期間1か月以内のもの割合の平均を上回る水準）以上とする。
勤労青少年の国際交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業により提供した情報、相談の内容が有用であった旨の評価を80%以上得る。 ○ 来所者数 17,000人以上とする。
中小企業退職金共済事業（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中退制度において、中期目標期間中に、新たに加入する被共済者数を1,595,000人とする。（対象期間：平成15年10月～平成20年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 新たに加入する被共済者数を354,460人以上確保する。
勤労者財産形成促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務代行団体数91を上回ることを目標とする。 ○ 貸付金融資先である事業主等より、「本融資によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 ○ 財形給付助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。 ○ 財形貯蓄活用助成金支給先である事業主より、「本助成金によって福利厚生の実に役立った」旨の評価を80%以上得る。

事業名	目標
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費交付金（独立行政法人）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人労働政策研究・研修機構の中期目標（別紙4）を達成する。（対象期間：平成15年10月～平成19年3月） なお、平成17年度における目標は以下のとおり。 ○ 取りまとめた研究成果のうち、10件以上について、外部評価による総合評価で優秀であるとの評価を得ること。 ○ 関連専門誌等への論文掲載を27件以上とし、そのうち、3件以上は査読を経ることを掲載の条件とする雑誌等への掲載であること。 ○ 調査研究事業について、アンケート調査に回答した有識者の3分の2以上の者から「有益である」との評価を得る。 ○ 調査研究等の成果について、ニュースレターを月1回以上、メールマガジンを週2回以上、関係者に情報発信する。 ○ ホームページへのアクセス件数を640万件以上とする。 ○ フォーラム、国際シンポジウム等の開催のべ件数を17件以上とする。 ○ 研修を受けた労働関係事務担当職員その他関係者の85%以上の者から、研修が「有意義だった」との評価を得る。

※ 事業名欄に「（独立行政法人）」という表記がある事業については、独立行政法人の中期目標及び中期計画に定められている目標であり、これらについては、それぞれの中期目標の期間を通じて達成を目指すもの。